

SBI 証券の約款・規程集等 新旧対照表 (2021 年 12 月 14 日改定)

(下線部分変更箇所)

旧 (改定前)	新 (改定後)
(2021 年 8 月)	(2021 年 12 月)
SBI 証券の約款・規程集	SBI 証券の約款・規程集
第 3 章 インターネット取引取扱規程	第 3 章 インターネット取引取扱規程
(規程の趣旨)	(規程の趣旨)
第 1 条 この規程は、当社のインターネット取引サービス(以下「本サービス」といいます。)の利用に関するお客様との取決めです。	第 1 条 この規程は、当社のインターネット取引サービス(以下「本サービス」といいます。)の利用に関するお客様との取決めです。
(略)	(略)
(本サービスの利用)	(本サービスの利用)
第 3 条 お客様は、当社所定の方法により、当社に申し込むものとし、当社が承諾した場合に本サービスを利用できます。	第 3 条 お客様は、当社所定の方法により、当社に申し込むものとし、当社が承諾した場合に本サービスを利用できます。
2 本サービスは、当社が前項の申し込みを受付け所定の手続きを完了した時以降に利用することができます。また、当社発行のユーザーネーム及びパスワードと、お客様がご利用時に使用するユーザーネーム及びパスワードとが一致した場合にのみ利用することができます。	2 本サービスは、当社が前項の申し込みを受付け所定の手続きを完了した時以降に利用することができます。また、当社発行のユーザーネーム及びパスワードと、お客様がご利用時に使用するユーザーネーム及びパスワードとが一致した場合にのみ利用することができます。
3 本サービスのご利用に必要なとなる通信用の機器などは、お客様にご用意いただくものとします。	3 本サービスのご利用に必要なとなる通信用の機器などは、お客様にご用意いただくものとします。
4 当社は、以下の事由に該当する場合には、いかなる理由があっても第 1 項の承諾をしないものとします。なお、以下の事由に該当しない場合であっても、当社は承諾をしないことがあります。	4 当社は、以下の事由に該当する場合には、いかなる理由があっても第 1 項の承諾をしないものとします。なお、以下の事由に該当しない場合であっても、当社は承諾をしないことがあります。
(1) お客様またはお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずる者等反社会的勢力であることが判明した場合	(1) お客様またはお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずる者等反社会的勢力であることが判明した場合
(2) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、またはこれらに類するやむを得ない事由があった場合	(2) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、またはこれらに類するやむを得ない事由があった場合
(追加)	5 <u>インターネットでの各種取引を可能とする当社での本サービスの利用にあたり、金融商品取引法、税法その他関係する法令諸規則に基づき当社がお客様に交付する、またはお客さまから徴求する各種書面については、金融商品取引業等に関する内</u>

	閣府令等に定める電磁的方法による交付、または徴求を原則とし(以下「電子交付サービス」といいます。)、お客様には当該方法に別途ご同意いただくものとします。また、電子交付サービスによらず、書面での交付(郵送)を希望される場合には別途所定の手数料をいただく場合がございます。
--	--

旧 (改定前)	新 (改定後)
電子交付サービス利用規約 「電子交付サービス」とは、金融商品取引業者からお客様への交付が法令等により義務付けられております各種契約締結時交付書面(取引報告書)又はその他書面を、「書面での交付(郵送)」に代えてウェブサイト上において「電子書面で交付し閲覧できるサービス」です。 当社におきましては、各種「契約締結時交付書面(取引報告書)・「取引残高報告書」・「運用報告書」・「目論見書」・「特定口座年間取引報告書」・「特定口座払出通知書」・「少額投資非課税口座払出通知書」等(以下「報告書等」といいます。)をPDFファイルで電子交付しております。 「電子交付サービス」をご利用いただく際は、以下の事項をご理解、ご承諾いただく必要があります。尚、当サービスのご利用は無料となっております。 ※ 電子交付を行った際は、その交付毎に、ご登録いただいたEメールアドレスまたはメッセージボックスに、交付の旨をご通知いたします。 ※ 一部の書面については、書面で交付(郵送)する場合があります。 ※ 報告書等の他、<u>外国証券内容説明書</u>等についても電子交付サービスを行っています。 ※ 当サービスのご利用解除、及び通知先Eメールアドレスの変更等は、当社ウェブサイト上で随時お手続きいただけます。 電子交付サービスに係るご注意事項及び免責事項 【ご注意事項】 ■「電子交付サービスの種類」 当社が行う報告書等の「電子交付サービス」は次の方法により行います。	電子交付サービス利用規約 「電子交付サービス」とは、金融商品取引業者からお客様への交付が法令等により義務付けられております各種<u>契約締結前交付書面</u>、契約締結時交付書面(取引報告書)又はその他書面を、「書面での交付(郵送)」に代えてウェブサイト上において「電子書面で交付し閲覧できるサービス」です。 当社におきましては、各種「<u>契約締結前交付書面</u>」・「<u>契約締結時交付書面(取引報告書)</u>」・「<u>取引残高報告書</u>」・「<u>支払通知書</u>」・「<u>運用報告書</u>」・「<u>目論見書</u>」・「<u>特定口座年間取引報告書</u>」・「<u>特定口座払出通知書</u>」・「<u>少額投資非課税口座払出通知書</u>」等(以下「報告書等」といいます。)をPDFファイルで電子交付しております。 「電子交付サービス」をご利用いただく際は、以下の事項をご理解、ご承諾いただく必要があります。尚、当サービスのご利用は無料となっております。 ※ 電子交付を行った際は、その交付毎に、ご登録いただいたEメールアドレスまたはメッセージボックスに、交付の旨をご通知いたします。 ※ 一部の書面については、書面で交付(郵送)する場合があります。 ※ 報告書等の他、<u>外国証券情報</u>等についても電子交付サービスを行っています。 ※ 当サービスのご利用開始の設定、及び通知先Eメールアドレスの変更等は、当社ウェブサイト上で随時お手続きいただけます。<u>なお、利用停止(郵送交付への変更)は原則として当社カスタマーサービスセンターにて承ります。金融商品仲介業者(IFA)経由でお取引されているお客様はIFAサポート又はお取引のある各取扱店にて承ります。</u> 電子交付サービスに係るご注意事項及び免責事項 【ご注意事項】 ■「電子交付サービスの種類」 当社が行う報告書等の「電子交付サービス」は次の方法により行います。

・当社のウェブサイト内の認証（ユーザーネーム・パスワードを使用したログイン）が必要となるお客様サイトに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法又は当該閲覧に供し、お客様のパソコン等に記録（ダウンロード）する方法・・・契約締結時交付書面（取引報告書）、取引残高報告書、特定口座年間取引報告書、特定口座払出通知書、少額投資非課税口座払出通知書

- ・当社のウェブサイト上に書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法・・・運用報告書
- ・当社のウェブサイト上に書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法又は当該閲覧に供し、お客様のパソコン等に記録（ダウンロード）する方法・・・目論見書

■「電子交付サービス」の方式

「電子交付サービス」をご利用いただくには、PDF ファイル閲覧用ソフトとブラウザソフトが必要となります。（「電子交付サービス」で利用可能なソフトウェア及びそのバージョンは、当社のウェブサイト上でご案内します。また、当該ソフトウェア及びそのバージョンは、当社が任意に定めることができるものとします。）

【免責事項等】

- ・当社からお客様への通告をすることなく、「電子交付サービス」が停止される場合がございます。その場合、「電子交付サービス」停止に伴う損害について一切の責任を負いかねます。
- ・当社からお客様への通告をすることなく、「電子交付サービス」の内容や構成する情報コンテンツの形式を変更する場合がございます。
- ・「電子交付サービス」は、年末年始並びに定期・臨時システムメンテナンス時間等、ご利用いただけない期間・時間がございます。また、「電子交付サービス」をはじめてお申し込みされた場合、システム処理の関係上、翌営業日（17:00 以降のお申し込みは翌々営業日）以降から閲覧が可能となりますのであらかじめご了承ください。

（定期システムメンテナンスは毎週日曜日 0:00～6:00 に行っております。）

- ・「電子交付サービス」の対象となる書面を追加する場合は、新たに対象となる書面について、当社の定める所定の方法により、「電子交付サービス」の承諾をいただけない場合には、既に「電子交付サービス」の承諾をいただいた書面につきましても、紙（郵送）による交付に変更させていただく

・当社のウェブサイト内の認証（ユーザーネーム・パスワードを使用したログイン）が必要となるお客様サイトに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法又は当該閲覧に供し、お客様のパソコン等に記録（ダウンロード）する方法・・・契約締結前交付書面、契約締結時交付書面（取引報告書）、取引残高報告書、特定口座年間取引報告書、支払通知書、特定口座払出通知書、少額投資非課税口座払出通知書

- ・当社のウェブサイト上に書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法・・・運用報告書
- ・当社のウェブサイト上に書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法又は当該閲覧に供し、お客様のパソコン等に記録（ダウンロード）する方法・・・目論見書

■「電子交付サービス」の方式

「電子交付サービス」をご利用いただくには、PDF ファイル閲覧用ソフトとブラウザソフトが必要となります。（「電子交付サービス」で利用可能なソフトウェア及びそのバージョンは、当社のウェブサイト上でご案内します。また、当該ソフトウェア及びそのバージョンは、当社が任意に定めることができるものとします。）

【免責事項等】

- ・当社からお客様への通告をすることなく、「電子交付サービス」が停止される場合がございます。その場合、「電子交付サービス」停止に伴う損害について一切の責任を負いかねます。
- ・当社からお客様への通告をすることなく、「電子交付サービス」の内容や構成する情報コンテンツの形式を変更する場合がございます。
- ・「電子交付サービス」は、年末年始並びに定期・臨時システムメンテナンス時間等、ご利用いただけない期間・時間がございます。また、「電子交付サービス」をはじめてお申し込みされた場合、システム処理の関係上、翌営業日（17:00 以降のお申し込みは翌々営業日）以降から閲覧が可能となりますのであらかじめご了承ください。

（定期・臨時システムメンテナンスの時間は当社ウェブサイトでご確認いただけます。）

- ・「電子交付サービス」の対象となる書面を追加する場合は、新たに対象となる書面について、当社の定める所定の方法により、「電子交付サービス」の承諾をいただけない場合には、既に「電子交付サービス」の承諾をいただいた書面につきましても、紙（郵送）による交付に変更させていただく

場合がございます。 ・電子交付を行った際に送付いたします当該通知 E メール（又はメッセージボックスへの連絡）等は、到着が遅れる可能性がございます。 ・「電子交付サービス」をご利用いただいている場合でも、「電子交付サービス」に係る法令の変更や監督官庁の指示、またその他必要な状況が発生した際には、当社が書面の「電子交付サービス」に代えて、既に「電子交付サービス」で交付した書面も含めて、紙（郵送）による交付を行う場合がございます。 ・当社が提供する「電子交付サービス」に対しては、お客様は「ハッキング等」の不正アクセス・行為及び当社が合理的な理由を持って不相当と判断される行為を行ってはならないものとします。遵守されない場合は、「電子交付サービス」のご利用を停止する場合がございます。	場合がございます。 ・電子交付を行った際に送付いたします当該通知 E メール（又はメッセージボックスへの連絡）等は、到着が遅れる可能性がございます。 ・「電子交付サービス」をご利用いただいている場合でも、「電子交付サービス」に係る法令の変更や監督官庁の指示、またその他必要な状況が発生した際には、当社が書面の「電子交付サービス」に代えて、既に「電子交付サービス」で交付した書面も含めて、紙（郵送）による交付を行う場合がございます。 ・当社が提供する「電子交付サービス」に対しては、お客様は「ハッキング等」の不正アクセス・行為及び当社が合理的な理由を持って不相当と判断される行為を行ってはならないものとします。遵守されない場合は、「電子交付サービス」のご利用を停止する場合がございます。
---	---

以上